

公益財団法人花と緑の銀行競争的研究資金等内部監査実施要領

平成 28 年 3 月 22 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、「公益財団法人花と緑の銀行競争的研究資金等に関する取扱規程」(以下「取扱規程」という。)第 12 条の規定に基づき、公益財団法人花と緑の銀行(以下「花と緑の銀行」という。)における競争的研究資金等の内部監査(以下「内部監査」という。)の実施に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「競争的研究資金等」とは、次の各号に掲げる研究資金をいう。

- (1) 花と緑の銀行又は花と緑の銀行に所属する研究者が、自主的に研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人、財団法人等(以下「国等資金配分機関」という。)の審査を経て交付される研究資金
- (2) 国等資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と国等資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費(再委託契約によるものも含む。)

(内部監査員)

第 3 条 内部監査員は 2 名以上とし、中央植物園部及び企画管理部職員のうちから最高管理責任者が任命する。

(内部監査の対象研究課題)

第 4 条 内部監査の対象研究課題は、内部監査を実施する年度の前年度に競争的研究資金等の交付を受けていた研究課題とする。

(内部監査の区分等)

第 5 条 内部監査は、書面による内部監査(以下「通常内部監査」という。)と、書面及び実地による内部監査(以下「特別内部監査」という。)に区分する。

(内部監査の対象研究課題数)

第 6 条 通常内部監査は、内部監査を実施する年度において、競争的研究資金等の交付を受けている研究課題数の 10%以上を対象とする。

- 2 特別内部監査は、通常内部監査を行う補助事業のうち 10%以上かつ年間助成金額 300 万円を超えるものを対象とする。

(内部監査対象研究課題の抽出等)

第7条 通常内部監査の対象課題は、無作為に最高管理責任者が抽出する。

- 2 特別内部監査の対象は、通常内部監査を行う対象課題のうち、競争的研究資金等の執行状況を確認のうえ候補を選び、その中から無作為により最高管理責任者が抽出する。
- 3 最高管理責任者は、内部監査を実施しようとするときは、あらかじめその期日及び内部監査員の氏名、その他必要な事項を競争的研究資金等事務担当者及び対象研究課題の研究者に通知するものとする。

(内部監査の実施)

第8条 内部監査員は、次の各号に掲げる事項について内部監査しなければならない。

- (1) 契約内容と履行状況の確認に関する事項
 - (2) 帳簿及び証拠書類に関する事項
 - (3) 購入物品等の利用状況に関する事項
 - (4) 競争的研究資金等の管理体制に関する事項
 - (5) モニタリングの実施状況とその検証に関する事項
 - (6) 競争的研究資金等に関する各種規程の改善点に関する事項
 - (7) その他最高管理責任者が必要と認める事項
- 2 内部監査員は、内部監査の実施に当たり、取扱規程第7条に定める防止計画推進部署と密接に連携を図るとともに、防止計画の推進に対して内容のチェック等を行うものとする。
 - 3 内部監査員は、必要に応じて、「公益財団法人花と緑の銀行競争的研究資金等不正防止計画」別紙2「不正を発生させる要因として考えられる事項」に照らしたリスクアプローチ監査を、別紙1を参考に実施するものとする。
 - 4 内部監査員は、前条により抽出された内部監査対象研究課題について、防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、内部監査計画を作成するものとする。なお、新たな不正発生要因が把握されたときは、随時、内部監査計画を見直すものとする。

(内部監査の出席等)

第9条 第7条第3項の通知を受けた担当者等は内部監査に出席しなければならない。

- 2 内部監査員は、内部監査に当たって競争的研究資金等事務担当者及び対象研究課題の研究者に説明又は資料の提出を求めることができる。

(内部監査の実施報告)

第10条 内部監査員は、内部監査が終了したときは、速やかに内部監査実施報告書を作成し、統括管理責任者を經由し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(内部監査による是正改善措置)

第 11 条 最高管理責任者は、内部監査の結果、会計経理に関し是正改善を必要とする事項があると認めるときは、統括管理責任者にその措置を命ずるものとする。

2 統括管理責任者は、前項の規定により、是正改善の措置をとることを命ぜられたときは、直ちにその措置をとらなければならない。

3 最高管理責任者は、内部監査の結果、会計経理に関し是正改善を行ったときは、必要に応じ、監事に情報提供を行うものとする。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。

リスクアプローチ監査の具体的な方法の例

- 1 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して先方に確認、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要について抜き打ちでヒアリングを行う。
- 2 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。
- 3 納品後の物品等の現物確認を行う。
- 4 取引業者の帳簿との突合を行う。